

第19回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年1月23日(水) 午後1時30分～午後2時50分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	6	有田亜佳	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

7	高田光一	13	谷口雄記
---	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第88号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第90号 農地転用事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第19回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今年は暖冬ということで寒いといえば寒いのですが、例年に比べましたら雪の少ない穏やかな天気が続いています。</p> <p>春に入りますと農作業の準備が忙しくなると思いますが、くれぐれも怪我のないようにしていただけたらと思います。</p> <p>今日は第19回の農業委員会総会ということで事前に資料が配られていますのでその内容に基づいてご協議いただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>高田光一委員、谷口雄記委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の西川委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第19回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に6番 有田亜佳委員、8番 芝貞弘委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>高田委員が欠席のため事務局が説明します。</p> <p>議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第87号 順位1番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、1月18日に譲受人、赤松推進委員、事務局2名の計4名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第87号 順位1番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	議長。
議長	高田委員。
高田委員	議席番号1番 高田です。 この案件は非常に判断が難しいと思います。 現在の農地を持っていない方が新しく農業を始めたいということで、新しく農地を保有したいということです。 かといって不許可にする明確な理由も見当たらないように思われます。 事務局に聞きたいのですが申請どおり農業が実施されない場合、許可の取り消しができるのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	許可の取り消しについて県に確認を取って見たのですが、確認を取った担当が知る限りでは取り消した事例を聞いたことがなく、もし許可を取り消すことになったら難しいのではないかとということでした。 先ほど説明した内容の補足になりますが、収穫時期などの農繁期には農作業従事者を臨時で雇うということでした。 また植える柚子をすでに注文しており、2月か3月末には届くのでそれを植える計画をしているので現地に見に来てもらってもかまわないということでした。 柚子を植える場所についてですが、736番の8946㎡の一番大きな土地は現在農地原型変更届を提出し耕作しやすいように造成しているところなので、今回届く柚子は植えないということでした。 それ以外の土地についてですが740番と741番が、878番と879番がそれぞれ一団の土地となっていて、それぞれに柚子を100本ずつの合計200本植える計画と言われていました。
議長	事務局からの説明もありましたし高田委員からの質問もありました。 営農計画書に書かれているように現耕作者が障害で耕作が困難になったということで土地を譲り渡したいということです。

	<p>作物も水田でなくして柚子という内容になっています。</p> <p>農地を持っていない方が一挙に1町2反ほどの農地を構えて柚子をしたいという計画ですが、他の委員の皆さんご意見はありませんか。</p>
高田委員	<p>ちょっといいですか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
高田委員	<p>繰り返すようですが、この案件は農地を持たない人が新規就農したいということですので、新規就農を阻むようなことはおかしいと思っています。</p> <p>しかしながら規模も1町2反と、この規模の柚子の経営されている方がないような大型の農家となります。</p> <p>またこの申請地ですが現耕作者が購入された際に、当時担当委員でしたので現地を知っているのですが長い間耕作放棄地でした。</p> <p>農業委員会としても活用が求められていた農地になります。</p> <p>さらに大規模な土地取引になりますので国土利用計画法の届出が必要です。国土利用計画法は投機的取引を抑制するために作られた法律で、利用目的にも審査が必要です。</p> <p>となりますと農業委員会としても目的外に使用されると非常に困ります。</p> <p>これらのことから農業委員会としては大規模な新規就農者になりますし、耕作放棄地の解放の点から何かしら支援をしていく必要があるのではないかと感じています。</p> <p>特に町に農業支援センターがありますので連携しながら農業委員会の役割も果たしていくこともしていかなければならないとも思っています。</p> <p>また併せましてこの営農計画は簡単なものでありますが、農業委員会として計画通り営農されていくか追跡調査をしていかななくてはならないと考えています。</p> <p>私からの意見は以上ですが皆さんの意見もお伺いしたいと思います。</p>
議長	<p>今、高田委員から説明がありましたように国土利用計画法の届出を提出する必要がありますので、農業委員会で許可が出た後、県が届出を確認する手順になります。</p> <p>このままおいて否決になったとすると耕作放棄地が残る形になります。</p> <p>柚子を植えるということであれば水田のように毎年起こしたりする作業は無いと存じます。</p> <p>提案としましては農業委員会で毎年現地確認を行っておりますので、現地確認の折に意識して植栽状況を確認し、計画通り実施されているか確認することを前提に判断するのはどうかと思います。</p> <p>外の委員の皆さん、意見はありませんか。</p>
青木委員	<p>いいですか。</p>
議長	<p>青木委員。</p>
青木委員	<p>議席番号12番 青木です。</p>

	<p>今回買われる方は手広く商売されている方なので、果たしてこの営農計画が上手くいくのか。</p> <p>臨時を雇って作業するともお聞きしました。</p> <p>新規就農ということもありますので、後で土地が農業以外に利用されないようにしなければなりません。</p> <p>もし別なことに利用されていますと農業委員会も何事かと批判を受けますので、そこらへんは追跡調査等が必要だと思います。</p>
議 長	<p>この案件については許可した後も、農業委員会としても引き続き実行状況の現地調査を行う、また町の支援センターにも協力を仰ぎながら支援ができるようであればしていくということでお諮りをしたいのですが。</p>
二 宮 委 員	<p>いいですか。</p>
議 長	<p>二宮委員。</p>
二 宮 委 員	<p>議席番号5番 二宮です。</p> <p>仮に柚子ではなく水田だった場合はどうなるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>仮に水田だった場合は、水田として耕作できるかどうか判断しますのでコンバインや田植え機といった農業機械を持っているかを確認します。</p> <p>また他にも農作業に常時従事できるか確認します。</p> <p>水田として耕作していく営農計画書を出してもらって、耕作できるかどうかを審議していきます。</p>
二 宮 委 員	<p>では農地を持っていない人が、トラクター等の機械をそろえたら田を購入できるということですか。</p>
事 務 局	<p>そのような案件が出た場合は、また個別に審議していくようになります。</p> <p>この機械の数や農業従事者数、営農計画で問題ないかといったことを委員の皆さんに審議していただいて判断していきます。</p>
二 宮 委 員	<p>面積については関係ないのですか。</p>
事 務 局	<p>農地を持っていない方が2000㎡だけ購入しようとする、鬼北町が設定する下限面積3000㎡の条件を満たさなくなりますので許可することができません。</p>
二 宮 委 員	<p>今回の場合でしたら購入できるのですか。</p>
事 務 局	<p>今回の場合は下限面積については条件を満たしていますので、それ以外の許可条件を満たしているか審議していただきます。</p>
議 長	<p>水田でも4000㎡だったら面積の条件は満たしているので、トラクターといった機械等の準備や従事者がいたら新規で購入できるかといわれたら、できないことはありません。</p>
二 宮 委 員	<p>では総会で委員がいいですといったら許可になるということですか。</p>
高 田 委 員	<p>二宮委員。</p> <p>だから私が言ったように判断が難しいということです。</p>

議 長	片一方で耕作放棄地を解消しましょうという動きもありますし、柚子植えた後は今までどおり耕作放棄地で済んでしまう可能性がないとも言えない。
高 田 委 員	また畑にするので、新規就農で水田を経営したいということできなくなります。
末 廣 委 員	かまいませんか。
議 長	末廣委員。
末 廣 委 員	<p>推進委員の末廣です。</p> <p>下限面積の問題で色々問題が出ているようですが、私の解釈では初めて農地を買う場合でも下限面積の3000㎡以上であればかまわない。</p> <p>ただしその農地をどう使うか、水田なら水田、果樹なら果樹の営農計画書を出してもらって、この計画ならまともでしょう、やれるでしょうという場合なら農地をまったく持っていない人でも下限面積以上なら購入できると私は理解しているので、今回のようにまったく農地を持っていない人でも、営農計画がしっかりしていれば購入できないことはないと思います。</p> <p>国土利用計画法で審議されるというのは別の話ではないかなと思います。</p>
議 長	<p>若干農業委員会で混乱していますのは空き家とそれに付属する農地を取得する場合は下限面積を1アールとした案件と、鬼北町が設定する下限面積3000㎡というものとは別個のものです。</p> <p>あくまで農地を取得しようとする場合は下限面積3000㎡を下回ると許可条件を満たさなくなるので許可できません。</p> <p>ただ3000㎡を上回る場合は下限面積を超えていますので今言われたように営農条件、営農計画、そういう風なものが全てそろっていれば農業委員会としても許可できます。</p>
清 家 委 員	ちょっといいですか。
議 長	清家委員。
清 家 委 員	<p>議席番号11番 清家です。</p> <p>国土利用計画法の届出は総会で出た意見を添付して出すのですか。</p> <p>農業委員会で許可になったけども土地利用計画法の方で不許可になるということはあるのでしょうか。</p>
事 務 局	そちらの届出は農業委員会とはまったく別個のものになります。なので別の話と考えるともらっただけだと思います。
鎌 田 委 員	かまいませんか。
議 長	鎌田委員。
鎌 田 委 員	<p>推進委員の鎌田です。</p> <p>耕作者が過去にこの農地を取得してからそんなに時間がたっていないと思いますが、それで障害が理由に書かれていますが、その確認はしましたか。</p>
事 務 局	担当委員から確認した内容になりますが〇〇の病院に通っているそうです。

	障害の内容についての詳細はわかりません。
鎌田委員	耕作者が過去にこの農地を取得する際に誰かと農業経営をするということではなかったのでしょうか。
事務局	過去の申請では世帯員と農作業をするという計画でした。 確かに農地を取得してから3年間は耕作しようという事になっていますが申請の理由からやむを得ないと県に確認はとっています。
高田委員	確か過去の耕作計画は栗だったと記憶しています。 栗であれば面積が大きくても耕作できますので。
鎌田委員	では現況地目が畑で柚子を植えるということになっていますが、樹園地ではないのでしょうか。
事務局	本来であれば高田委員が言われていましたように、過去に農地を購入したときに栗を植えたかどうか確認して要ればよかったですのですが、植えていない状態になっています。 今回柚子を植えるということになっていきますので追跡調査等をしていく必要があると思います。
高田委員	経過的には、栗を植えるということで申請があつて許可しました。 その後に棚田のようになっていくということで、そこを原形変更したいということで届出がありまして造成をしている状況で、障害のため耕作できないので売り渡して、新しい耕作者が柚子を植えたいということです。
議長	はい、それぞれご意見も出たようですが、農業委員会としても営農計画通り実施されているかどうかは現地確認の折に追跡調査を行うということで、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
松岡委員	ちょっといいのでしょうか。
議長	松岡委員。
松岡委員	議席番号3番 松岡です。 営農計画書についてですが、農作業経験がないからこんな日数がでていますが、柚子に農作業従事日数はこんなにも必要はないのではないかと思います。 また水利関係や肥培管理といった記載についてですがJAより購入し与えるや株式会社〇〇〇〇の指導を受けると書いています。 先ほど聞いた話では柚子を100本ずつの計200本植えると聞きましたが今回売買する土地に比べたら莫大に少ない気がします。 そして収穫量も200本からこれほど採れるわけがないと思います。 このような営農計画書がでていくのですがいいのでしょうか。 あと青木委員が言われていたように私も譲受人について知っていますが、事業をされています。 そちらのほうに利用される可能性も出てきます。

	だからそこらへんもしっかり確認していくことが必要と思います。 意見については別に反対するわけではありません。
議 長	松岡委員。 柚子の植える本数については事務局から説明があったように736番は現在農地原型変更届を提出し耕作しやすいように造成しているところなので、今回すぐに柚子は植えず、740番と741番に、878番と879番にそれぞれに柚子を100本ずつの合計200本植える計画です
事 務 局	はい、736番の8946㎡の一番大きな土地は現在農地原型変更届を提出し耕作しやすいように造成しているところなので、今回すぐには植えません。740番と741番、878番と879番の一団の土地にそれぞれ柚子を100本ずつ植えると聞いています。
松 岡 委 員	今回はその原型変更している土地以外に植えるということですか。
事 務 局	はい。 原形変更が完了したらその土地にも植えるようになります。 また収穫量も全ての土地に柚子を植えて経営が安定したときの目標の収穫量と聞いています。
赤 松 委 員	すいません。 私がかまいませんか。
議 長	赤松委員。
赤 松 委 員	議席番号2番 赤松です。 私も松岡委員の話と少しかぶりますが、新規就農に当たって営農計画書はこの用紙2枚だけで認めている形になるのでしょうか。
事 務 局	営農計画書は様式が定められてなく農業委員会独自のものになります。 鬼北町農業委員会では今回提出されているものを様式と定められていましたので、今回の申請にはこちらを提出してもらいました。
赤 松 委 員	恐らくこの案件で皆が引っかかっているのは本当に営農をするのかという点だと思います。
事 務 局	もう少し詳しい営農計画書が必要という事ですか。
赤 松 委 員	そうですね。
山 本 委 員	いいですか。
議 長	山本委員。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 新規就農する際に営農計画書は5年後までを記入するようになっていると思いますが、この方はそれがないのでしょうか。
事 務 局	それは恐らく別の補助事業や認定農業者とかの提出書類の様式がそのようになっていると思います。 農地法3条の売買関係の場合は特に決まった様式がないので、町の農業委員

	<p>会ではこの様式に定めているのだと思います。</p> <p>この方が新規就農し何かしらの補助事業を受けるのであれば5年間の営農計画等が必要になってくるとと思います。</p>
赤松委員	最低でも収支計画はあったほうがいいと思います。
事務局	営農計画書の様式を変えたほうがいいという事であれば検討します。
赤松委員	<p>変えたほうがいいと思います。</p> <p>趣味的な採算関係なくするのであればいいのですが、何トン採れるのかという意見が出るということは、土地も購入するわけですし採算が取れずもったいないのではという意見も出るわけですので。</p>
事務局	<p>分かりました。</p> <p>新しい営農計画書を検討します。</p>
議長	<p>営農計画書についてですが、農業委員会で補助事業の書類として提出するような詳細なものを求めるのはどうかと思いますので事務局と検討します。</p> <p>認定農業者になるとか補助事業を使うとかいうことになれば営農計画や収支計画も詳細なものを提出し、間違いないと確認する必要がありますが、そこまで求めたときに農業委員会が審査できるかという問題も出てきますので、事務局のほうで内容を検討させてもらえたらと思います。</p> <p>他にご意見はありませんか。</p>
中平委員	いいですか。
議長	中平委員。
中平委員	<p>議席番号4番 中平です。</p> <p>やっぱり懸念するのは譲受人が建設業されていますので、例えば産廃の仮置場等に使われてはいけないので先ほど言われていた追跡調査を何月頃に植えますという情報を元に、誰が何月何日に追跡調査をしますと記録を残しておくとかしっかりしたものにしていかないと、農業委員会は何をしているんだということになりますので、そういう指摘を受けないような方法を考える必要があると思います。</p> <p>今回の案件は面積も大きく目に付く場所で特異な事例だと思いますので、どういったことが起きるか想定しながらしていく必要が絶対あると思います。</p> <p>追跡調査をして柚子が植え終わっていて良かったという話になれば一番いいので。</p>
青木委員	はい。
議長	青木委員。
青木委員	先ほど許可を取り消すのは難しいとありましたので、今後もし他の使われ方をしてはいけないので、後のことを考えて農業委員会が誓約書などを書かせるというのも大事だと思いますが。
事務局	農業委員会が誓約書を法的根拠もなく書かせるのは難しいと思います。

	<p>極端なことをいいますと本当にやる気があって作付して3年間経てば、売ったり転用したりすることができるようになります。</p> <p>本当にするか確認はとらないといけないと思いますが、法的根拠を元にせず、植えるというけども3年後に転用するだろうということで不許可にするということではできません。</p> <p>誓約書を書かないと許可できないというのは理由にならないと思います。</p>
二 宮 委 員	<p>今回の土地がもし残土処理とかに使われたりしたらどうなりますか。</p>
事 務 局	<p>その場合は違反転用になりますので地方局に違反転用の内容を報告します。また是正するように指導等します。</p>
赤 松 委 員	<p>提案ですが、農地取得の審議と営農計画書の内容確認が一緒になっているので難しいのだと思います。</p> <p>最初に営農計画というビジョンがあってその中で土地を取得していく流れだったらいのですが、先に農地の取得も併せて営農計画書を見て就農という形になっていますので、そういう意味では先に、農地をもっていないけど農業を始めたいという方には営農計画といえますか、自分の農業のビジョンを何処かで承認といえますか確認をとってれば、その後農地を取得することはそんなに問題は起こらないかなと思います。</p> <p>これだけの農地の取得に併せて営農計画書が入っていますのでどちらも判断するとなると、ちゃんと農業できるのかという事になると思います。</p> <p>その点はどう思われますか。</p>
事 務 局	<p>3条の申請の段階できちんとできている営農計画書を添付してもらおう考えですので、鬼北町農業委員会のルールとして3条許可申請の前に新規就農の場合は営農計画を農業委員会に1回かけて、この計画なら大丈夫だろうということで、それから申請を出しなさいというルールを作ればできないことはないかもしれません。</p> <p>ただ一般的に他の市町も同じだと思いますが農業委員会が新規就農で農地を取得する際に営農計画書を添付してもらっているのです、別に分けてこの計画は大丈夫、3条申請を出してくださいというのは合理的にいいのかは判断していただくようになります。</p>
赤 松 委 員	<p>農地を取得して農業を始めようとする人は農地取得の段取りが済んでいると思います。</p> <p>済んだ状態で営農をすると状況のものも承認を取りたいという事になると、今日みたいにその農地をちゃんと使うのですかという話になりますので、最初にそのビジョンが承認されていれば、後の農地取得は結構すんなりいくのではと思います。</p>
事 務 局	<p>あくまでも3条で売買するための添付資料ですので、営農計画を農業委員会に一度相談して確認を取るといったことはできるとは思いますが、営農計画を承認することは権限がないのでできないと考えます。</p>
赤 松 委 員	<p>承認ということになるか分かりませんが、就農して鬼北町の農地を使ってこ</p>

	ういうことをしたいというのが何処かの目に触れているのであれば、その後の農地取得はもめないかなと思います。
事務局	赤松委員が提案されたように新規就農で3条の許可が必要なのであれば、農業委員会が3条の許可をするときにあまりもめないように、営農計画を1回事務局で見てもらおうというのをルール上作るのはいいのではないかと思います。
赤松委員	その提案になります。
議長	ただその場合は農業委員会でなく、農林課か支援センターになるのでは。
事務局	恐らく営農計画がこれでいいかの判断になると役場の農林課は事務職なのではっきりと分からないので、普及所とか色んなとこに確認になると思います。実際に新規就農とかで支援センターに来る方も、結局は支援センターの考えで普及所や農協等と協議をしてやっていますので、そういった方式を執るということであればできないこともないと思います。
高田委員	営農計画を見ても1町2反もあるのであれば草刈機も乗用や歩行式のものだったり、柚子の栽培にこれだけの農作業従事日数はかからないと思います。それから病害虫防除にしても3月にはマシン油、次にICボルドをやりますよとか書いてくれないと、また収穫量もはっきりしないし、肥培管理もJAで購入し与えるでは少しどうかと思います。確かにこの営農計画でいいですとは言にくいところはあります。やはりもう少し詳しいほうが。
事務局	そこを先ほど言われた普及所等に相談しておかしくないかと確認をとるように条件をつけるかということですよ。
高田委員	はい。 営農計画書も農業委員会会長だけではなく支援センター長のほうにも提出して確認をしてもらうようにしたほうが、もうちょっとらしくなると思いますし、間違いなくやるだろうというところまでしてもらったら判断しやすいです。
議長	営農計画書についてはあくまでも農業委員会が最終審査をするのではなく、普及所や支援センター等で十分に内容をつめてもらい、その営農計画書を農業委員会に出してもらうような方向で今後検討はしたいと思います。
議長	議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第88号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

	順位1番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	議席番号3番 松岡です。 議案第88号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第88号 順位1番 説明】
松岡委員	1月18日に申請人、事務局2名、末廣推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第88号 順位1番 説明】
松岡委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第88号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第88号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第4 議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、二宮正宏委員より説明願います。
二宮委員	議席番号5番 二宮です。 議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第89号 順位1番 説明】
二宮委員	1月18日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、井伊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第89号 順位1番 説明】
二宮委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。

	これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝委員	議席番号8番 芝です。 議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第89号 順位2番 説明】
芝委員	1月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第89号 順位2番 説明】
芝委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第89号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第5 議案第90号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。 順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号1番 高田です。

	議案第90号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第90号 順位1番 説明】
高田委員	1月18日に申請人、事務局2名、赤松農業委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第90号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、申請地は事業計画を変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第90号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第90号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第6 議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位27番から32番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から26番までを一括審議し、順位27番から32番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から26番まで事務局より説明願ひします。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第91号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第91号 順位1番から26番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から26番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

		(質問、意見等なし)	
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。	
各	委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。	
議	長	〇〇〇〇委員は退席願います。	
		(〇〇〇〇委員 退席)	
議	長	それでは、順位27番から32番について事務局より説明願います。	
事	務	局	順位27番から32番について説明します。
			【議案書に基づき、議案第91号 順位27番から32番 説明】
事	務	局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、順位27番から32番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。	
			(質問、意見等なし)
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位27番から32番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。	
各	委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位27番から32番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。	
議	長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。	
			(〇〇〇〇委員 着席)
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。	

議	長	以上で第19回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		議事録署名委員
		6番
		8番